



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課） 3
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 3
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 7
- 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 10
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） 11

告 示

- 沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示（観光政策課） 12

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 12
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 12
- 公益認定等財務審査嘱託員設置規程を廃止する訓令（総務私学課） 17
- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 17
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） 18
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 18
- 沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 20
- 観光整備課設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 21
- 沖縄県産品販路拡大推進員設置規程を廃止する訓令（アジア経済戦略課） 22
- 沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程の一部を改正する訓令（観光整備課） 22

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 22

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 27

新型インフルエンザ等対策本部事項

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 28

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第48号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「 <table border="1"> <tr><td>沖縄県後期高齢者医療審査会委員</td><td>日額 9,300</td></tr> </table> 」	沖縄県後期高齢者医療審査会委員	日額 9,300	を に、 」		
沖縄県後期高齢者医療審査会委員	日額 9,300					
	「 <table border="1"> <tr><td>沖縄県職業能力開発審議会委員</td><td>日額 9,300</td></tr> </table> 」	沖縄県職業能力開発審議会委員	日額 9,300	を 」		
沖縄県職業能力開発審議会委員	日額 9,300					
	「 <table border="1"> <tr><td>沖縄県職業能力開発審議会委員</td><td>日額 9,300</td></tr> <tr><td>沖縄県契約審議会委員</td><td>日額 9,300</td></tr> </table> 」	沖縄県職業能力開発審議会委員	日額 9,300	沖縄県契約審議会委員	日額 9,300	に改める。 」
沖縄県職業能力開発審議会委員	日額 9,300					
沖縄県契約審議会委員	日額 9,300					
別表第2中	「 <table border="1"> <tr><td>法律顧問</td><td>月額 160,000</td></tr> <tr><td>公益認定等財務審査嘱託員</td><td>日額 13,200</td></tr> </table> 」	法律顧問	月額 160,000	公益認定等財務審査嘱託員	日額 13,200	を 」
法律顧問	月額 160,000					
公益認定等財務審査嘱託員	日額 13,200					
	「 <table border="1"> <tr><td>法律顧問</td><td>月額 160,000</td></tr> </table> 」	法律顧問	月額 160,000	に、 」		
法律顧問	月額 160,000					
	「 <table border="1"> <tr><td>日額 7,040円 以内で知事が別 に定める額</td><td>日額 7,080円 以内で知事が別 に定める額</td></tr> <tr><td>日額 7,090円 以内で知事が別 に定める額</td><td>日額 7,130円 以内で知事が別 に定める額</td></tr> </table> 」	日額 7,040円 以内で知事が別 に定める額	日額 7,080円 以内で知事が別 に定める額	日額 7,090円 以内で知事が別 に定める額	日額 7,130円 以内で知事が別 に定める額	を に、 」
日額 7,040円 以内で知事が別 に定める額	日額 7,080円 以内で知事が別 に定める額					
日額 7,090円 以内で知事が別 に定める額	日額 7,130円 以内で知事が別 に定める額					
	「 <table border="1"> <tr><td>森林保全巡視指導員</td><td>日額 3,700</td></tr> <tr><td>沖縄県產品販路拡大推進員</td><td>日額 10,600</td></tr> </table> 」	森林保全巡視指導員	日額 3,700	沖縄県產品販路拡大推進員	日額 10,600	を 」
森林保全巡視指導員	日額 3,700					
沖縄県產品販路拡大推進員	日額 10,600					
	「 <table border="1"> <tr><td>森林保全巡視指導員</td><td>日額 3,700</td></tr> </table> 」	森林保全巡視指導員	日額 3,700	に、 」		
森林保全巡視指導員	日額 3,700					
	「 <table border="1"> <tr><td>沖縄県立博物館・美術館館長</td><td>月額 500,000</td></tr> <tr><td>県営住宅管理人</td><td>月額 管理戸数 に90円を乗じた 額</td></tr> </table> 」	沖縄県立博物館・美術館館長	月額 500,000	県営住宅管理人	月額 管理戸数 に90円を乗じた 額	を 」
沖縄県立博物館・美術館館長	月額 500,000					
県営住宅管理人	月額 管理戸数 に90円を乗じた 額					
	「 <table border="1"> <tr><td>沖縄県立博物館・美術館館長</td><td>月額 500,000</td></tr> </table> 」	沖縄県立博物館・美術館館長	月額 500,000	に、 」		
沖縄県立博物館・美術館館長	月額 500,000					
	「 <table border="1"> <tr><td>特別支援学校嘱託看護師</td><td>日額 9,000円 以内で知事が別 に定める額</td></tr> </table> 」	特別支援学校嘱託看護師	日額 9,000円 以内で知事が別 に定める額	を 」		
特別支援学校嘱託看護師	日額 9,000円 以内で知事が別 に定める額					
	「 <table border="1"> <tr><td>特別支援学校嘱託看護師</td><td>日額 9,000円 以内で知事が別 に定める額</td></tr> <tr><td>特別支援学校自立活動等支援アドバイ ザー</td><td>日額 9,300円 以内で知事が別</td></tr> </table> 」	特別支援学校嘱託看護師	日額 9,000円 以内で知事が別 に定める額	特別支援学校自立活動等支援アドバイ ザー	日額 9,300円 以内で知事が別	に、 」
特別支援学校嘱託看護師	日額 9,000円 以内で知事が別 に定める額					
特別支援学校自立活動等支援アドバイ ザー	日額 9,300円 以内で知事が別					

	に定める額	
「運転適性相談員	日額 11,600	」を
「運転適性相談員	日額 11,600	に改める。
社会復帰アドバイザー	日額 9,800	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第49号**地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則**

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則（平成18年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2号ウ中「総務企画監」を「労務管理監」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第50号**沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則**

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条の表人事課の項中「給与班」を「給与班 総務事務センター」に改め、同表行政管理課の項中「組織管理班 総務事務センター」を「組織管理班」に改める。

第20条第2号中「給与」を「給与制度の管理」に改め、同条に次の5号を加える。

(13) 総務事務の効率化及び集中化に関すること。

(14) 職員の給与の支給に関すること。

(15) 職員の手当認定に関すること。

(16) 赴任及び帰住に係る旅費（沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）第6条第10項の規定により移転料が支給される旅行に係る旅費をいう。）の支給に関すること。

(17) 地方職員共済組合に係る組合員資格取得等届、被扶養者認定等申告及び給付金請求の受理及び進達に関すること。

第21条第10号から第14号までを削る。

第29条第1項の表企画調整課の項中「企画班」を「企画制度班 計画班」に改め、同表総合情報政策課の項中「情報通信基盤班 番号制度推進班」を「情報通信基盤班」に改める。

第33条第1項の表自然保護課の項中「自然保護班」を「自然保護班 世界自然遺産推進室」に改め、同表環境再生課の項中「全国育樹祭準備室」を「全国育樹祭推進室」に改める。

第43条第1項の表福祉政策課の項中「福祉支援班」を「地域福祉推進班 生活保護班」に改め、同表子ども未来政策課の項中「子ども未来政策班」を「企画班 事業推進班」に改める。

第45条中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

- (18) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関等の指定に関すること。
第48条の3第7号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加える。
第49条の表健康長寿課の項中「健康づくり班 健康企画班」を「健康推進班」に改める。
第51条中第27号を第28号とし、第2号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業に関すること。
第52条第1号から第4号までを次のように改める。
- (1) 国民健康保険事業の運営に関すること。
 - (2) 国民健康保険事業特別会計に関すること。
 - (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
 - (4) 国民健康保険運営方針に関すること。
- 第52条中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。
- (5) 国民健康保険審査会に関すること。
 - (6) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。
- 第54条の表農政経済課の項中「地域計画班 農地調整班」を「農地計画班」に改め、同表村づくり計画課の項中「事業計画班 技術管理班」を「事業計画班」に改め、同表農地農村整備課の項中「施設管理班」を「技術企画班 施設管理班」に改める。
- 第61条第8号中「農村地域」を「農山漁村」に改め、同条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号及び第15号を削り、第16号を第12号とし、第17号を第13号とする。
- 第63条各号を次のように改める。
- (1) 農業農村整備事業の実施に関すること。
 - (2) 土地改良財産等の管理及び処分に関すること。
 - (3) 用地取得等の指導及び調整に関すること。
 - (4) 換地及び農地の集積に関すること。
 - (5) 農林水産省農村振興局所管の海岸保全区域の管理に関すること。
 - (6) 農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域の管理に関すること。
 - (7) 農林水産省農村振興局所管の海岸に属する国有財産の管理及び処分に関すること。
 - (8) 農地、農業用施設及び海岸保全施設（農林水産省農村振興局所管の海岸に係るものに限る。）の災害復旧事業に関すること。
 - (9) 農業農村整備事業に係る設計積算の標準化に関すること。
 - (10) 農業農村整備事業の発注業務に係る仕様等の標準化に関すること。
 - (11) 農業農村整備事業の計画、設計及び施工に係る基準に関すること。
 - (12) 農業農村整備事業に係る技術情報の収集及び管理に関すること。
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、農業農村整備事業に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 第67条の表企業立地推進課の項中「産業拠点整備班 企業誘致班 立地企業支援班」を「立地企業支援班 産業拠点整備班 企業誘致班」に改め、同表情報産業振興課の項中「誘致推進班 I T 戦略センター準備室」を「誘致推進班」に改める。
- 第73条の2に次の1号を加える。
- (8) 他部の所掌する情報通信及び関連する産業に係る施策との連携に関すること。
- 第75条中第21号を第23号とし、第20号の次に次の2号を加える。
- (21) 沖縄県の契約に関する条例（平成30年沖縄県条例第41号）に関すること。
 - (22) 契約審議会に関すること。
- 第76条の表観光振興課の項中「誘致企画班」を「誘致企画班 観光資源班」に改める。
- 第78条に次の1号を加える。
- (9) 観光商品開発の支援に関すること。
- 第87条の表施設建築課の項中「建築班」を「建築第1班 建築第2班」に改める。
- 第122条第2項中「第125条の21」を「第114条」に改める。

第123条第2項第1号中「第7項第2号」を「第6項第2号」に改める。

第158条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、重点監視施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第24条第1項の規定に基づく食品衛生監視指導計画に定める重点監視施設をいう。）に係る同法第28条第1項（同法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告徴収並びに臨検検査及び食品等の収去、同法第30条第2項の規定による監視指導並びに同法第54条の規定による命令（廃棄に係るものを除く。）に関する事務については、中部保健所の区域を県内一円（那覇市、宮古島市及び宮古郡並びに石垣市及び八重山郡を除く。）とする。）とする。

第159条中第57号を第58号とし、第23号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業の指導監督に関すること。

第171条の3第7号中「農業振興地域整備計画の変更」を「農業振興地域制度」に改め、同条第25号中「土地改良事業」を「農業農村整備事業」に改め、同条第26号中「団体営土地改良事業」を「団体営農業農村整備事業」に、「設計書審査」を「事務指導」に改め、同条第27号中「土地改良団体の設立及び育成指導」を「土地改良関係団体」に改め、同条第28号中「土地改良施設用地の取得及び農用地集団化事業」を「換地及び農地の集積」に改め、同条中第31号及び第32号を削り、第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 土地改良財産等の管理、取得及び処分に関すること。

第171条の3第33号中「海岸事業（農林水産省農村振興局及び水産庁所管の海岸に限る。）の調査、計画、実施及び」を「農林水産省農村振興局及び水産庁所管の海岸保全区域の」に改め、同号を同条第32号とし、同条第34号中「地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域に限る。）の調査、計画、実施及び」を「農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域の」に改め、同号を同条第33号とし、同条中第35号を第34号とし、第36号を第35号とし、同条第37号中「定住等及び地域間交流の促進による」及び「に関する計画に基づく事業」を削り、同号を同条第36号とし、同条中第38号を削り、第39号を第37号とし、第40号から第85号までを2号ずつ繰り上げる。

第179条第7号中「病性鑑定のための処分並びに」を削る。

第194条の表沖縄県中部農林土木事務所の項中「農業水利班 農村漁港班」を「農漁村整備班」に改め、同表沖縄県南部農林土木事務所の項中「農業水利班 農村漁港班 大東漁港建設班」を「農地農村整備班 漁港漁場整備班」に改める。

第196条第1号中「土地改良事業」を「農業農村整備事業」に改め、同条第2号中「団体営土地改良事業」を「団体営農業農村整備事業」に、「設計書審査」を「事務指導」に改め、同条第3号中「土地改良団体の設立及び育成指導」を「土地改良関係団体」に改め、同条第4号中「土地改良施設用地の取得及び農用地集団化事業」を「換地及び農地の集積」に改め、同条中第7号及び第8号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 土地改良財産等の管理、取得及び処分に関すること。

第196条第9号中「海岸事業（農林水産省農村振興局及び水産庁所管の海岸に限る。）の調査、計画、実施及び」を「農林水産省農村振興局及び水産庁所管の海岸保全区域の」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域に限る。）の調査、計画、実施及び」を「農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域の」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第13号中「定住等及び地域間交流の促進による」及び「に関する計画に基づく事業」を削り、同号を同条第12号とし、同条中第14号を第13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第211条第2項の表中「技術支援班」を「食品・醸造班」に、「食品・化学研究班」を「環境・資源班」に、「生産技術研究班」を「機械・金属班」に改める。

第241条第1号の表中

沖縄県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による入院の継続に係る審査に関すること。	保健医療部	衛生薬務課
を			

沖縄県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による入院の継続に係る審査に関すること。	保健医療部	衛生薬務課	に改
沖縄県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項及び第3項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関すること。	保健医療部	国民健康保険課	

め、同表沖縄県国民健康保険審査会の項中「（昭和33年法律第192号）」を削り、同表沖縄県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第143条の2第2項」を「第222条第2項」に改め、同条第2号の表沖縄県がん対策推進協議会の項中「第18条に」を「第18条の規定に」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「がん登録等の推進に関する法律」を「並びにがん登録等の推進に関する法律」に改め、同表中

沖縄県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じ、沖縄県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議すること。	商工労働部	労働政策課	を
沖縄県契約審議会	沖縄県の契約に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること、県契約に関する重要事項について、答申し、又は建議すること及び県の定める取組方針について意見を述べること。	商工労働部	労働政策課	

沖縄県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じ、沖縄県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議すること。	商工労働部	労働政策課	に改
沖縄県契約審議会	沖縄県の契約に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること、県契約に関する重要事項について、答申し、又は建議すること及び県の定める取組方針について意見を述べること。	商工労働部	労働政策課	

める。

第249条の表福祉支援監の項中「福祉支援班の」を「福祉施策の推進に関する」に改め、同表観光施設推進監の項中「観光・リゾート及びコンベンション施設の整備」を「大型MICE施設の整備及びその周辺のまちづくり並びに観光施設の誘致」に改め、同表総務事務センター室長の項中「総務部行政管理課」を「総務部人事課」に改め、同表中

基地環境特別対策室長	環境部環境政策課	基地環境特別対策室に関する事務を総括する。	を
世界自然遺産推進室長	環境部自然保護課	世界自然遺産推進室に関する事務を総括する。	

基地環境特別対策室長	環境部環境政策課	基地環境特別対策室に関する事務を総括する。	に改
世界自然遺産推進室長	環境部自然保護課	世界自然遺産推進室に関する事務を総括する。	

め、同表全国育樹祭準備室長の項中「全国育樹祭準備室長」を「全国育樹祭推進室長」に、「全国育樹祭準備室に」を「全国育樹祭推進室に」に改め、同表IT戦略センター準備室長の項を削る。

第250条の表大東漁港建設総括の項を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改

正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第51号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2福祉事務所長の項委任事項の欄第56号中「命ずること」の次に「（同法第35条第3項の規定に基づき市町村が届け出た保育所に係るものに限る。）」を加え、同欄第81号中「、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護」を「並びに介護予防訪問入浴介護」に改め、「、介護予防通所介護」及び「並びに指定居宅介護支援」を削り、同欄第82号中「、指定介護予防サービス及び指定居宅介護支援」を「及び指定介護予防サービス」に改め、同欄第85号及び第86号を次のように改める。

85及び86 削除

別表第2福祉事務所長の項委任事項の欄に次の1号を加える。

102 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

第19条第1項の規定に基づき、必要な報告を求め、又は職員に關係者に対して質問をさせ、若しくはその施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させること（同法第16条の規定に基づき市町村が届け出た幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）。

別表第2福祉事務所長の項専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同表保健所長の項委任事項の欄第44号中「、必要な報告を徴し、又は営業施設の構造設備等について立入検査を」を「、営業者その他の關係者から必要な報告を求め、又は職員に旅館業の施設に立ち入り、その構造設備等を検査させ、若しくは關係者に質問」に改め、同欄第44号の3中「営業」を「旅館業の全部若しくは一部」に改め、同号を同欄第44号の6とし、同欄第44号の2中「第7条の2」を「第7条の2第1項」に、「措置」を「措置をとるべきこと」に改め、同号を同欄第44号の3とし、同号の次に次の2号を加える。

44の4 旅館業法第7条の2第2項の規定に基づき、営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

44の5 旅館業法第7条の2第3項の規定に基づき、旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第44号の次に次の1号を加える。

44の2 旅館業法第7条第2項の規定に基づき、旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の關係者から必要な報告を求め、又は職員に旅館業の施設に立ち入り、その構造設備等を検査させ、若しくは關係者に質問させること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第55号中「昭和23年厚生省令第41号」を「平成10年厚生省令第4号」に改め、同欄第63号中「昭和32年厚生省令第43号」を「平成10年厚生省令第7号」に改め、同欄第82号の2の5の次に次の1号を加える。

82の2の6 廃棄物処理法第12条の3第7項の規定に基づき、管理票に関する報告書を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第82号の6の次に次の1号を加える。

82の6の2 廃棄物処理法第17条の2第1項の規定に基づき、有害使用済機器の保管等の届出及び届出事項の変更の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第82号の7中「第18条第1項」の次に「（廃棄物処理法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄第82号の8中「第19条第1項」の次に「（廃棄物処理法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄第82号の9中「第19条の3」の次に「（廃棄物処理法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分等を行つた者に対し」を削り、同欄第82号の10中「第19条の5第1項」の次に「（廃棄物処理法第17条の2第3項及び第19条の10第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」

を加え、「、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行つた者に対し」を削り、同欄第82号の11中「、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行つた者に対し」を削り、同欄中第82号の11の3を第82号の11の4とし、第82号の11の2を第82号の11の3とし、第82号の11の次に次の1号を加える。

82の11の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第16条の4の規定に基づき、有害使用済機器の保管等の全部又は一部の廃止の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第90号中「墓地、埋葬に関する法律」を「墓地、埋葬等に関する法律」に改め、同欄第174号の24中「構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法」を「構造等」に、「命じる」を「命ずる」に改め、同欄第174号の28中「構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙施設に係るばい煙の処理の方法」を「構造等」に改め、同欄第174号の29の7中「第17条の8」を「第17条の9」に改め、同欄第174号の37中「構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法」を「構造等」に改め、「特定粉じん発生施設設置の届出に係る」を削り、同欄第174号の38中「特定粉じん排出者に」を削り、「構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法」を「構造等」に改め、同欄第174号の43中「第18条の18」を「第18条の19」に改め、同号の次に次の8号を加える。

174の43の2 大気汚染防止法第18条の23第1項の規定に基づき、水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

174の43の3 大気汚染防止法第18条の24第1項の規定に基づき、水銀排出施設の既設の届出を受理すること。

174の43の4 大気汚染防止法第18条の25第1項の規定に基づき、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

174の43の5 大気汚染防止法第18条の26の規定に基づき、水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

174の43の6 大気汚染防止法第18条の29の規定に基づき、水銀排出施設の構造等の改善又は使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

174の43の7 大気汚染防止法第18条の31第1項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、同法第18条の27に規定する期間を短縮すること。

174の43の8 大気汚染防止法第18条の31第2項において準用する同法第11条の規定に基づき、水銀排出施設の設置者の氏名の変更等の届出を受理すること。

174の43の9 大気汚染防止法第18条の31第2項において準用する同法第12条第3項の規定に基づき、水銀排出施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第174号の44中「特定工事の場所」を「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」に改め、同欄第174号の46の次に次の1号を加える。

174の46の2 大気汚染防止法施行規則第10条の6の規定に基づき、水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書を交付すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第184号の8の次に次の11号を加える。

184の9 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定に基づき、住宅宿泊事業の届出を受理すること。

184の10 住宅宿泊事業法第3条第4項の規定に基づき、住宅宿泊事業の変更の届出を受理すること。

184の11 住宅宿泊事業法第3条第6項の規定に基づき、住宅宿泊事業者の廃業等の届出を受理すること。

184の12 住宅宿泊事業法第14条の規定に基づき、届出住宅に人を宿泊させた日数等の報告を受理すること。

184の13 住宅宿泊事業法第15条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

184の14 住宅宿泊事業法第16条第1項の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、業務の全部又は一部の停止を命ずること。

184の15 住宅宿泊事業法第16条第2項の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊事業の廃止を命ずること。

184の16 住宅宿泊事業法第16条第3項の規定に基づき、業務停止命令等を住宅宿泊事業者に通知すること。

と。

184の17 住宅宿泊事業法第17条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、必要な報告を求め、又は職員に届出住宅その他の施設に立ち入り、物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

184の18 住宅宿泊事業法第41条第2項の規定に基づき、住宅宿泊管理業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

184の19 住宅宿泊事業法第45条第2項の規定に基づき、住宅宿泊管理業者に対し、必要な報告を求め、又は職員に住宅宿泊管理業者の営業所等の施設に立ち入り、物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第185号及び第186号中「184の8まで」を「184の19まで」に改め、同表農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第1号中「第58号」の次に「。以下「農振法」という。」を加え、同号の次に次の7号を加える。

1の2 農振法第15条第2項の規定に基づき、土地利用についての調停を行うこと。

1の3 農振法第15条第3項の規定に基づき、土地利用についての調停案を作成すること。

1の4 農振法第15条第4項の規定に基づき、土地利用についての調停案の受諾を勧告すること。

1の5 農振法第15条の2第1項の規定に基づき、農用地区域内の開発行為を許可すること。

1の6 農振法第15条の3の規定に基づき、開発行為の中止等を命ずること。

1の7 農振法第15条の4第1項の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

1の8 農振法第15条の4第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨及びその勧告の内容を公表すること。

別表第2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第3号の次に次の1号を加える。

3の2 農地法第4条第9項（同法第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこと。

別表第2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第4号中「農地等」を「農地又は採草放牧地」に改め、同欄第6号の次に次の1号を加える。

6の2 農地法第18条第3項の規定に基づき、都道府県機構の意見を聞くこと。

別表第2 農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第7号の次に次の7号を加える。

7の2 農地法第38条第1項（同法第43条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、申請内容を公告し、農地の所有者等に申請内容等を通知すること。

7の3 農地法第39条第1項（同法第43条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、裁定すること。

7の4 農地法第39条第4項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県機構の意見を聞くこと。

7の5 農地法第40条第1項の規定に基づき、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をしたことを農地中間管理機構及び農地の所有者等に通知し、及び公告すること。

7の6 農地法第43条第3項の規定に基づき、利用権を設定すべき旨の裁定をしたことを農地中間管理機構に通知し、及び公告すること。

7の7 農地法第51条第1項の規定に基づき、違反転用に対する処分を行うこと。

7の8 農地法附則第2項の規定に基づき、農林水産大臣に協議すること。

別表第2 林業事務所長の項専決事項の欄第3号から第6号まで及び第10号から第10号の3までの規定中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同表土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第43号の18中「電線共同溝の整備に関する特別措置法施行令」を「電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令」に改め、同欄第116号の3、第119号の3、第119号の12の2から第119号の12の6まで、第121号の7から第121号の12まで及び第128号の7から第128号の9の4までの規定中「工作物」の次に「に係るもの」を加え、同欄第128号の10の6の次に次の6号を加える。

128の10の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第2項の規定に基づき、届出を受理すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

128の10の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第3項の規定に基づき、変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認

対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。)。

128の10の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第4項の規定に基づき、指示に係る措置をとるべきことを命ずること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

128の10の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第7項の規定に基づき、通知を受理すること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

128の10の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第8項の規定に基づき、協議を求め、及び当該協議を行うこと（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

128の10の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第9項の規定に基づき、報告をさせ、又は立入検査を行うこと（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

別表第2土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第128号の11から第128号の17まで及び第128号の19から第128号の21までの規定中「工作物」の次に「に係るもの」を加え、同項専決事項の欄第1号及び同表下水道事務所長の項専決事項の欄第1号中「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に改める。

別表第3中 「予察防除総括
大東漁港建設総括」 を 「予察防除総括」 に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2保健所長の項委任事項の欄第55号、第63号、第90号、第174号の29の7及び第174号の43の改正規定、同表林業事務所長の項専決事項の欄の改正規定、同表土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第43号の18の改正規定、同欄第116号の3、第119号の3、第119号の12の2から第119号の12の6まで、第121号の7から第121号の12まで及び第128号の7から第128号の9の4までの改正規定、同欄第128号の11から第128号の17まで及び第128号の19から第128号の21までの改正規定並びに同項専決事項の欄及び同表下水道事務所長の項専決事項の欄の改正規定 公布の日
- (2) 別表第2保健所長の項委任事項の欄第44号の改正規定、同欄第44号の3の改正規定及び同号を同欄第44号の6とする改正規定、同欄第44号の2の改正規定及び同号を同欄第44号の3とし、同号の次に2号を加える改正規定、同欄第44号の次に1号を加える改正規定、同欄第184号の8の次に11号を加える改正規定並びに同欄第185号及び第186号の改正規定 平成30年6月15日

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第52号

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の3中「基地環境特別対策室長」の次に「、世界自然遺産推進室長」を加え、「全国育樹祭準備室長」を「全国育樹祭推進室長」に改め、「、IT戦略センター準備室長」及び「、大東漁港建設総括」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第53号

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「収入金（）の次に「警察本部交通規制課の自動車保管場所証明及び」を加え、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

⑩ 警察本部交通規制課の出納員 自動車保管場所証明に係る手数料の収納に関すること。

第45条第1項中「又は未払資金組入済通知書」を「、未払資金組入済通知書又は領収済通知書に記載するべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第49条の2第1項第3号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第60条第6号中「購入又は借入れを」を「取得、借入れ又は使用」に改め、同条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第100条第2項第3号中「過去2箇年の間に」を削り、「数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて」を「締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て」に改める。

第101条第2項第3号中「令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に」を「契約の相手方が」に、「数回以上にわたつて締結し、これらをすべて」を「締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て」に改める。

第113条第7項第3号中「委託契約」の次に「及び賃貸借契約」を加える。

第192条中「事務所県税課」の次に「、警察本部交通規制課」を加える。

別表第1中	警察本部	会計課長 同課長補佐	を
		交通指導課長 同課長補佐	

別表第4中	警察本部	会計課長 同課長補佐	に改める。
		交通規制課長 同課長補佐	
		交通指導課長 同課長補佐	

別表第4中	八重山事務所 県税課の出納 員	八重山事務所県税課の金銭分 任出納員	県税課に属する収入の収納及 び収納した現金の保管並びに 当該県税課以外の県税課又は 県税事務所若しくは自動車税 事務所に属する県税に係る徴 収金の収納及び収納した現金 の保管に関する事。	を

別表第4中	八重山事務所 県税課の出納 員	八重山事務所県税課の金銭分 任出納員	県税課に属する収入の収納及 び収納した現金の保管並びに 当該県税課以外の県税課又は 県税事務所若しくは自動車税 事務所に属する県税に係る徴 収金の収納及び収納した現金 の保管に関する事。	に改める。

警察本部交通規制課の出納員	警察本部交通規制課の金銭分任出納員	自動車保管場所証明に係る手数料の収納
---------------	-------------------	--------------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示**沖縄県告示第177号**

沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県観光功労者表彰規程の一部を改正する告示

沖縄県観光功労者表彰規程（昭和52年沖縄県告示第499号）の一部を次のように改正する。

第1条中「よつて」を「よつて」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第5条中「あつた」を「あつた」に改める。

第7条中「毎年8月1日から実施する観光週間中」を「8月1日から8月31日まで」に改める。

第9条中「観光整備課長」を「M I C E 推進課長」に改める。

第10条の見出し中「委員会長」を「委員長」に改め、同条中「もつて」を「もつて」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令**沖縄県訓令第4号**

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「観 光 整 備 課 文整」 を

M I C E 推 進 課 文推 に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

「第1節 企画調整課

目次中「第1節 企画調整課」を 定型企企1 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく特定事業の見通しに、

「第1節 福祉政策課

定型子福1 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関（出産扶助のための助産を担当させる指定助産機関、医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関）の指定

定型子福2 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関（出産扶助のための助産を担当させる指定助産機関、医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関）の名称（氏名、所在地、住所）の変更（休止、廃止、再開）の届出

定型子福3 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関（出産扶助のための助産を担当させる指定助産機関、医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関）の指定の辞退

定型子福4 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関（出産扶助のための助産を担当させる指定助産機関、医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関）の指定の取消し

定型子福5 生活保護法による介護扶助のための居宅介護（居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具の給付）を担当させる機関の指定

「第7節 消費・くらし安全課

「第1節 福祉政策課」に、 定型子消1 特定非営利活動法人の設立の認証申請 を「第7節 消費・くらし安全課」に、「定型子消3」を「定型子消1」に、「定型子消4」を「定型子消2」に、「定型子消5」を「定型子消3」に、「定型子消6」を「定型子消4」に、「定型子消7」を「定型子消5」に、

「定型農政5 農用地

定型農政6 農地中

「定型農政7 農地中

定型農政8 農地を

定型農政9 農地を

利用配分計画の認可

間管理権の設定の裁定申請

間管理権の設定の裁定 に、「第3節 観光整備課」を「第3節 MICE推進課」に改める。

利用する権利の設定の裁定申請

利用する権利の設定の裁定 】

第4章第1節に次の1定型を加える。

定型企企1 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく特定事業の見通し

行為の根拠 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第13条第1項（第18条の3第1項において準用する同法第13条第1項）

告示の根拠 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第13条第4項（第18条の3第1項において準用する同法第13条第4項）

沖縄県告示第 号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第13条第1項（第18条の3第1項において準用する同法第13条第1項）の規定により、次とおり特定事業の見通しを定めた。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 特定駐留軍用地（特定駐留軍用地跡地）の名称
- 2 特定事業の種類

3 特定事業の用に供する土地の面積

第6章第1節中定型子福1から定型子福5までを削り、同章第7節中定型子消1及び定型子消2を削り、定型子消3を定型子消1とし、定型子消4から定型子消8までを2定型ずつ繰り上げる。

第7章第3節に次の4定型を加える。

定型農政6 農地中間管理権の設定の裁定申請

行為の根拠 農地法第37条

公告の根拠 農地法第38条第1項

農地法（昭和27年法律第229号）第37条の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地中間管理権の設定に関し裁定の申請があった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 農地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者等の氏名及び住所

所在及び地番	地目	面積	所有者等の氏名及び住所

2 農地の利用の現況

3 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

4 希望する農地中間管理権の始期及び存続期間並びに借賃

所在及び地番	始期	存続期間	借賃

5 借賃の支払の方法

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者は、次に定めるところにより、意見書の提出により意見を述べることができる。

(1) 提出期限 平成__年__月__日の__時まで

(2) 提出先

(3) 記載事項 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

カ 意見の趣旨及びその理由

キ その他参考となるべき事項

注 6(1)の提出期限は、公告の日から起算して2週間を下らない期間が経過する日である。

特記事項 この公告に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の規定により、農林水産振興センターの長に委任されている事項に係る公告を行うときの知事名の部分については、当該農林水産振興センターの長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該農林水産振興センターとする。

定型農政7 農地中間管理権の設定の裁定

行為の根拠 農地法第39条第1項

告示の根拠 農地法第40条第1項

沖縄県告示第 号

農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定により、次のとおり農地中間管理権を設定する裁定をした。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積

2 農地中間管理権の内容、始期、存続期間及び借賃

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃

3 借賃の支払の方法

4 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、農林水産振興センターの長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該農林水産振興センターの長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該農林水産振興センターとする。

定型農政8 農地を利用する権利の設定の裁定申請

行為の根拠 農地法第43条第1項

公告の根拠 農地法第43条第2項において準用する同法第38条第1項

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積

2 農地の利用の現況

3 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 意見書の提出 申請に係る農地の所有者は、次に定めるところにより、意見書の提出により意見を述べることができる。

(1) 提出期限 平成__年__月__日の__時まで

(2) 提出先

(3) 記載事項 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

- | |
|-----------------------------------|
| ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画 |
| エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由 |
| オ 意見の趣旨及びその理由 |
| カ その他参考となるべき事項 |

注 5(1)の提出期限は、公告の日から起算して2週間を下らない期間が経過する日である。

特記事項 この公告に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、農林水産振興センターの長に委任されている事項に係る公告を行うときの知事名の部分については、当該農林水産振興センターの長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該農林水産振興センターとする。

定型農政9 農地を利用する権利の設定の裁定

行為の根拠 農地法第43条第2項において準用する同法第39条第1項

告示の根拠 農地法第43条第3項

沖縄県告示第 号

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をした。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 — — — 名

1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積

2 利用権の内容、始期、存続期間及び借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 補償金の支払の方法

4 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

5 農地の所有者等の情報

所在及び地番	農地の所有者等の情報

6 その他

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、農林水産振興センターの長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該農林水産振興センターの長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該農林水産振興センターとする。

第9章第3節の節名を次のように改める。

第3節 M I C E 推進課

定型土管7告示の根拠、定型土管8告示の根拠及び定型土管9告示の根拠中「第8条第1項」を「第7条第2項」に改める。

定型土建1特記事項中「（昭和50年沖縄県規則第67号）」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第6号

総務部

公益認定等財務審査嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁長雄志

公益認定等財務審査嘱託員設置規程を廃止する訓令

公益認定等財務審査嘱託員設置規程（平成21年沖縄県訓令第27号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第7号

知事部局

労働委員会事務局

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁長雄志

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

給料表	号給	時給
行政職給料表	1	910円
	2	1,000円
	3	1,040円
	4	1,080円
	5	1,190円
	6	1,270円
	7	1,370円
	8	1,490円
	9	1,620円
教育職給料表	1	1,280円
	2	1,360円
	3	1,540円
研究職給料表	1	910円
	2	1,540円
医療職給料表	1	1,020円
	2	1,210円
	3	1,260円

	4	1,330円
	5	1,520円

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第8号

知事部局
労働委員会事務局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1注4中「、空手振興監」を削り、同表注8中「、大東漁港建設総括」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第9号

知事部局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第20号中「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」を「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に改める。

第9条第1項第3号及び第9条の2中「第6条の2第18号アからオまで」を「第6条の2第19号アからオまで」に改める。

別表第2中 「跡地利用推進監
福祉支援監」 を 「跡地利用推進監」 に、

「協同組合検査監
観光施設推進監」 を 「協同組合検査監」 に改める。

別表第2の2中 「財政企画監」 を 「財政企画監
福祉支援監」 に、

「企業誘致対策監」 を 「企業誘致対策監
観光施設推進監」 に改める。

別表第2の3中 「基地環境特別対策室長
全国育樹祭準備室長」 を 「基地環境特別対策室長
世界自然遺産推進室長
全国育樹祭推進室長」 に、

「戦略推進室長
IT戦略センター準備室長」 を 「戦略推進室長」 に改める。

別表第3総務部の表人事課の項知事決裁事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同表行政管理課の項知事決裁事項の欄中第1号を第2号とし、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 自治法第153条第1項又は第2項の規定に基づき、事務（専決者が専決することができる事項を除く。）の一部を職員に委任し、若しくは臨時に代理させ、又はその管理に属する行政庁に委任すること。

別表第3総務部の表管財課の項統括監専決事項の欄第3号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

別表第3企画部の表市町村課の項統括監専決事項の欄中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3子ども生活福祉部の表高齢者福祉介護課の項部長等専決事項の欄中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同欄第10号中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成18年改正法第26条の規定による改正前の介護保険法」に改め、同号を同欄第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

10 介護保険法第114条の6第1項の規定に基づき、介護医療院の開設の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第3子ども生活福祉部の表高齢者福祉介護課の項統括監専決事項の欄中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号を削り、第26号を第24号とし、第27号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

26 介護保険法第107条の規定に基づき、介護医療院の開設を許可すること。

別表第3子ども生活福祉部の表高齢者福祉介護課の項統括監専決事項の欄中第28号を第27号とし、第29号を第28号とする。

別表第3保健医療部の表医療政策課の項部長等専決事項の欄第9号中「昭和26年政令第385号」を「昭和2年政令第385号」に改め、同表国民健康保険課の項統括監専決事項の欄第1号中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。）」を「平成18年改正法」に改める。

別表第3農林水産部の表糖業農産課の項部長等専決事項の欄第1号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同項統括監専決事項の欄第1号を削り、同表畜産課の項統括監専決事項の欄第10号及び第11号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同表村づくり計画課の項部長等専決事項の欄に次の4号を加える。

2 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3の規定に基づき、海岸保全基本計画を定め、又は変更すること。

3 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき、地すべり防止区域の指定について主務大臣に意見を述べること。

4 地すべり等防止法第9条の規定に基づき、地すべり防止区域に関する基本計画を作成すること。

5 地すべり等防止法第10条第1項の規定に基づき、主務大臣の直轄工事について意見を述べること。

別表第3農林水産部の表村づくり計画課の項統括監専決事項の欄第1号を削り、同表農地農村整備課の項部長等専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを削り、同項統括監専決事項の欄中第13号を第14号とし、第1号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第56条の規定に基づき、国有土地改良財産の管理を受託すること。

別表第3農林水産部の表森林管理課の項統括監専決事項の欄第12号中「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行令」を「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令」に改める。

別表第3商工労働部の表産業政策課の項部長等専決事項の欄第2号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

別表第3土木建築部の表用地課の項統括監専決事項の欄第6号中「昭和26年建設省令第342号」を「昭和2年建設省令第33号」に改め、同表建築指導課の項部長等専決事項の欄第9号中「都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例」を「都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例」に改め、同項統括監専決事項の欄に次の1号を加える。

10 不動産特定共同事業法第53条の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者の登録を取り消すこと。
別表第3土木建築部の表住宅課の項統括監専決事項の欄第6号中「第16条第1項」の次に「又は第4項」を加える。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項第20号の改正規定、第9条第1項第3号及び第9条の2の改正規定、別表第3総務部の表の改正規定、別表第3企画部の表の改正規定、別表第3保健医療部の表医療政策課の項の改正規定、別表第3農林水産部の表畜産課の項の改正規定、同表村づくり計画課の項の改正規定、同表農地農村整備課の項の改正規定、同表森林管理課の項の改正規定、別表第3商工労働部の表の改正規定、別表第3土木建築部の表用地課の項の改正規定、同表建築指導課の項部長等専決事項の欄の改正規定並びに同表住宅課の項の改正規定は、平成30年3月30日から施行する。

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

総務部	文書収発事務専門員	文書の收受、配布、発送等の補助的又は定型的な業務	を
総務部	文書収発事務専門員	文書の收受、配布、発送等の補助的又は定型的な業務	に、
総務部	公益認定等財務審査専門員	公益認定等の財務審査に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	介護給付適正化支援員	要介護認定の適正化、居住サービス計画等の点検等に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	介護サービス事業者等指導・支援員	介護サービス事業者の申請・届出等に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	介護サービス事業者等指導・支援員	介護サービス事業者の申請・届出等に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	戸別訪問業務相談員	東日本大震災により避難している者に係る戸別訪問による相談支援等に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	援護事務相談員	旧軍人等の履歴確認調査、恩給、年金、各種給付金等の請求の審査及び調査等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	援護事務相談員	旧軍人等の履歴確認調査、恩給、年金、各種給付金等の請求の審査及び調査等に関する補助的又は定型的な業務	に、

子ども生活福祉部	非行相談専門員	非行児童又はその保護者に対する指導、訪問支援等に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	非行相談専門員	非行児童又はその保護者に対する指導、訪問支援等に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	里親等委託調整員	里親等の選定、自立支援計画の作成及び委託児童の自立に向けた支援に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	八重山平和祈念館学芸員	展示物及び資料の収集、保存、管理等に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	八重山平和祈念館学芸員	展示物及び資料の収集、保存、管理等に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	看護師等修学資金相談員	看護師等修学資金に係る返還債務の履行の猶予及び返還債務の免除に関する相談対応及び指導、就業報告書の受付等に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	ハブ研究専門員	抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	ハブ研究専門員	抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	住宅宿泊事業等業務補助員	住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業に係る届出の審査及び定期報告等に関する補助的又は定型的な業務	
文化観光スポーツ部	県立芸術大学施設管理専門員	大学各施設及び敷地の維持管理、管理委託業務に係る連絡調整等に関する補助的又は定型的な業務	を
文化観光スポーツ部	県立芸術大学施設管理専門員	大学各施設及び敷地の維持管理、管理委託業務に係る連絡調整等に関する補助的又は定型的な業務	に改
文化観光スポーツ部	県立芸術大学視覚障がい者支援員	教科書、副教材等の点訳その他の視覚障がいのある学生の支援に関する補助的又は定型的な業務	

める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第11号

知 事 部 局

観光整備課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

観光整備課設置規程の一部を改正する訓令

観光整備課設置規程（平成28年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

MICE推進課設置規程

第1条第1項中「観光整備課」を「MICE推進課」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 課に次の班を置く。

MICEリゾート班

施設整備班

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第12号

商 工 労 働 部

沖縄県産品販路拡大推進員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県産品販路拡大推進員設置規程を廃止する訓令

沖縄県産品販路拡大推進員設置規程（平成26年沖縄県訓令第47号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

知 事 部 局

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程（平成12年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「沖縄県東京事務所」の次に「及び沖縄県大阪事務所」を加える。

第7条中「1箇月」を「1月」に、「16日以内とする」を「16日以内とし、勤務する日は沖縄県東京事務所長又は沖縄県大阪事務所長が別に定める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 沖縄県国際会議等誘致専門員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県災害対策本部長
沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までを次のように改める。

2 本部会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議決定する。

- (1) 災害に関する応急対策（以下「災害応急対策」という。）の基本方針に関すること。
- (2) 災害応急対策における優先取組事項に関すること。
- (3) 災害応急対策の進捗に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣に関すること。
- (5) 国、他の地方公共団体等からの応援の受入れに関すること。
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

3 本部会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。

第5条第1項第7号を次のように改める。

- (7) 保健医療部又は沖縄県災害医療本部

第5条第5項中「（総括情報部連絡調整班の班員を除く。）」を削り、同条第6項及び第7項を削り、同条第8項を同条第6項とし、同条第9項中「教育部」を「沖縄県災害医療本部、教育部」に、「教育長」を「保健医療部長、教育長」に改め、同項を同条第7項とする。

第6条第2項中「かかわらず」の次に「、沖縄県災害医療本部の分掌事務は保健医療部長が」を加える。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（本部組織の特例）

第6条の2 県内で震度6弱以上が発表される等災害の規模その他の状況により本部長が災害応急対策を強力に推進する必要があると認める場合には、第5条第2項の規定にかかわらず、総括情報部及び企画部に置く副部長は、それぞれ別表第3の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。この場合において、総括情報部に置かれる当該副部長は、同表の中欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる班の分掌事務を統括するものとする。

2 前項の場合には、第5条第4項の規定にかかわらず、総括情報部に別表第4の左欄に掲げる班を置き、当該班に班長及び班員（避難所・物資支援班にあっては、班長、副班長及び班員）を置く。

3 班長（避難所・物資支援班にあっては、班長及び副班長）は別表第4の左欄に掲げる班の区分ごとに、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は同欄に掲げる職員のうちから当該職員が勤務する課の長が指名する者（情報収集・伝達班にあっては、当該者及び第10条第4項に規定する情報・初期対応要員）をもって充てる。

4 第2項の規定により置かれた班の分掌事務は、別表第4の右欄に掲げるとおりとする。

第8条第1項、第2項及び第4項中「別表第3」を「別表第5」に改め、同条第5項中「、別表第3」を「別表第5」に、「、班長の」を「班長の」に改め、同条第8項中「別表第4」を「別表第6」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（市町村への情報連絡員の派遣）

第8条の3 総括情報部長は、災害が発生した地域を管轄する市町村の災害応急対策機能が著しく低下し、当該市町村との通信連絡及び調整に円滑を欠くと判断した場合は、各部に所属する職員の中から情報連絡員を指名し、これを当該市町村の災害対策本部等へ派遣することができる。

2 前項の規定により派遣する情報連絡員の活動に関し必要な事項は、別に定める。

第10条第3項を次のように改める。

3 部長は、本部の事務の効果的運用を図るため、部に所属する職員の中から各部間の連絡調整及び本部の決定事項の各部への伝達を行う要員として、連絡調整員を指名する。

第10条第4項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 部長は、部に所属する職員の中から、主として情報の収集及び迅速な初期対応を行うための要員として、情報・初期対応要員を2名指名する。

5 第6条の2第2項の規定による班が置かれた場合には、部長（総括情報部の部長を除く。）は、前項に規定する情報・初期対応要員を総括情報部情報収集・伝達班に派遣するものとする。

第13条中「（昭和22年法律第118号）」を削る。

第16条中「については」の次に「、沖縄県災害医療本部に関することは保健医療部長が」を加える。

別表第1中

「

保健医療部	保健医療部長	医療企画統括監
-------	--------	---------

」を

「

保健医療部及び沖縄県災害医療本部	保健医療部長	医療企画統括監 保健衛生統括監
------------------	--------	--------------------

」に改める。

別表第2総括情報部の項中「総括情報班」を「総括班」に、

「

	15 国等からの災害調査団の受入れの総括に関すること。
連絡調整班 班長 秘書課長	1 各部間の連絡調整に関する事。 2 各部への本部決定事項の伝達に関する事。

」を

「

	15 国等からの災害調査団の受入れの総括に関する事。 16 災害時における危険物等の保安に関する事。 17 各部間の連絡調整に関する事。 18 各部への本部決定事項の伝達に関する事。
--	--

」に改め、

同表知事公室部の項中

「

基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携に係る連絡に関する事。
防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	災害時における危険物等の保安に関する事。

」を

「

基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携に係る連絡に関する事。
--------------------	-------------------

」に改め、

同表総務部の項中

「

行政管理班 班長 行政管理課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
--------------------	-------------------

」を

「

行政管理班 班長 行政管理課長	1 臨時の組織又は職の設置に関する事。 2 臨時の権限の配分に関する事。
--------------------	---

」に改め、

同表子ども生活福祉部の項中

「

青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	1 災害時における青少年対策に関する事。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
------------------------------	--

」を

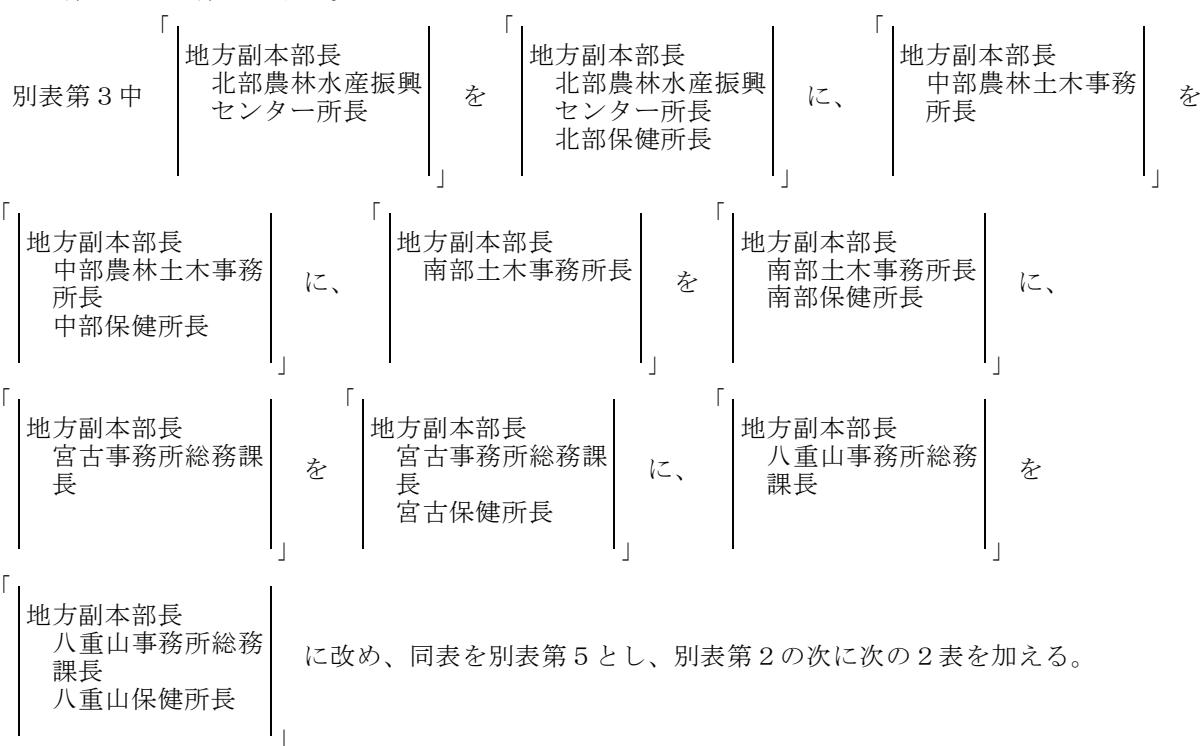
「

青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	1 災害時における青少年対策に関する事。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
子ども未来政策班 班長 子ども未来政策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。

」に改め、

同表保健医療部の項中「災害医療本部」を「沖縄県災害医療本部」に改め、同表文化観光スポーツ部の項中「観光整備班」を「M I C E 推進班」に、「観光整備課長」を「M I C E 推進課長」に改め、同表土木建築部の項中「公共工事」を「沖縄県の公共工事」に改める。

別表第4を別表第6とする。



別表第3（第6条の2関係）

部名	副部長	統括する班
総括情報部	秘書防災統括監	総括班 情報収集・伝達班 災害時広報班 救出・救助班 インフラ班 本部活動支援班
	企画調整統括監	応援・受援班 避難所・物資支援班
企画部	企画振興統括監	企画部の班

別表第4（第6条の2関係）

班名	班長等	分掌事務
総括班	班長 防災危機管理課長 班員 防災危機管理課職員 秘書課職員 総務私学課職員 企画調整課職員 管財課職員 総合情報政策課職員 基地対策課職員	1 災害対策本部の全般対処方針の決定に関すること。 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 3 広域応援要請に関すること。 4 本部会議の開催及び運営に関すること。 5 国本部等との連絡調整に関すること。 6 非常通信の運用に関すること。 7 災害現地の視察調査に関すること。 8 沖縄県災害医療本部との調整に関すること。 9 米軍との連携に関すること。 10 その他総括情報部長が特に命ずること。
情報収集・伝達班	班長 防災危機管理班長 班員 防災危機管理課職員	1 災害情報の収集及びとりまとめに関すること。 2 市町村との連絡調整に関すること。 3 各地方本部との連絡調整に関すること。 4 防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 被害情報の記録及び集計に関すること。 6 各部間の連絡調整に関すること。 7 各部への本部決定事項の伝達に関すること。 8 その他総括情報部長が特に命ずること。
災害時広報班	班長 広報課広報監 班員	1 災害広報計画の策定に関すること。 2 災害に関する広報の実施に関すること。 3 記者発表に関する他部との連携調整に関すること。

	広報課職員 基地対策課職員	4 県議会との連絡調整に関すること。 5 その他総括情報部長が特に命ずること。
救出・救助班	班長 防災危機管理課副参事 班員 防災危機管理課職員 基地対策課職員	1 救出・救助対策の検討に関すること。 2 ヘリコプターの運用調整に関すること。 3 大規模火災の対策の検討に関すること。 4 救助部隊の活動状況の把握及び派遣調整に関するこ と。 5 その他総括情報部長が特に命ずること。
応援・受援班	班長 市町村課副参事 班員 防災危機管理課職員 人事課職員 企画調整課職員 市町村課職員	1 市町村の行政機能の確保状況の把握に関するこ と。 2 九州知事会、全国知事会等への応援要請及び応援の 受け入れの調整に関するこ と。 3 被災市町村への応援調整に関するこ と。 4 その他総括情報部長が特に命ずること。
避難所・物資支 援班	班長 消費・くらし安全課副 参事 副班長 交通政策課室長 班員 福祉政策課職員 消費・くらし安全課職 員 観光振興課職員 交流推進課職員 交通政策課職員 都市計画・モノレール 課職員 教育庁保健体育課職員	1 避難所に関する情報収集に関するこ と。 2 避難所の運営に関する支援に関するこ と。 3 災害時の要配慮者対策に関するこ と。 4 食料等物資の調達及び供給に関するこ と。 5 物資の提供及び輸送に関するこ と。 6 物資等の集積拠点の確保に関するこ と。 7 災害ボランティアに関するこ と。 8 その他総括情報部長が特に命ずること。
インフラ班	班長 土木総務課事業管理監 班員 土木総務課職員 道路管理課職員 港湾課職員 空港課職員 河川課職員 下水道課職員 産業政策課職員 環境整備課職員 企業局配水管理課職員 衛生薬務課職員	1 道路、港湾、河川等の社会インフラの被害情報の把 握及び応急対策に関する他部との連携調整に関するこ と。 2 電気、水道、ガス等のライフラインの被害情報の把 握及び応急対策に関する他部との連携調整に関するこ と。 3 応急給水の検討、調整に関するこ と。 4 中核サービスステーション等の被害状況の把握及び 燃料の調達に関するこ と。 5 がれき、災害廃棄物等の処理に関する他部との連携 調整に関するこ と。 6 その他総括情報部長が特に命ずること。
本部活動支援班	班長 防災危機管理課長 班員 防災危機管理課職員 人事課職員 職員厚生課職員 行政管理課職員 財政課職員 会計課職員	1 総括情報部に係る職員の安否確認に関するこ と。 2 総括情報部の動員及び勤務計画に関するこ と。 3 緊急車両通行証の発行に関するこ と。 4 総括情報部職員の食料及び寝具に関するこ と。 5 総括情報部職員の健康管理に関するこ と。 6 総括情報部の庶務に関するこ と。 7 総括情報部の財務に関するこ と。 8 その他総括情報部長が特に命ずること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号**沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号**

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県国民保護対策本部長

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県緊急対処事態対策本部長

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2総括情報部の項中「総括情報班」を「総括班」に、

		13 対策本部の庶務に関すること。	を
連絡調整班 班長 秘書課長	1 2	各部間の連絡調整に関すること。 各部への対策本部決定事項の伝達に関すること。	

	13 対策本部の庶務に関すること。 14 危険物等の保安に関すること。 15 各部間の連絡調整に関すること。 16 各部への対策本部決定事項の伝達に関すること。	に改め、
--	---	------

同表知事公室部の項中「武力攻撃事態等対策本部長等」を「事態対策本部長等」に、

基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携に係る連絡に関すること。	を
防災危機管理班 班長 防災危機管理班	危険物等の保安に関すること。	

基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携に係る連絡に関すること。	に改め、同表
--------------------	--------------------	--------

「 総務部の項中 部内各班又は他部の応援に関すること。」を

1 臨時の組織又は職の配置に関するこ と。 2 臨時の権限の配分に関するこ	に改め、同表子ども生活福祉部の項中
---	-------------------

青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	1 武力攻撃災害時における児童福祉及び青少年対策に関するこ と。 2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関するこ と。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関するこ	を

青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	1 武力攻撃災害時における児童福祉及び青少年対策に関するこ と。 2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関するこ と。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関するこ	に改め、同表
------------------------------	---	--------

子ども未来政策班 班長 子ども未来政策課 長	部内各班又は他部の応援に関すること。
------------------------------	--------------------

保健医療部の項中「災害医療本部」を「沖縄県災害医療本部」に改め、同表文化観光スポーツ部の項中「観光整備班」を「M I C E 推進班」に、「観光整備課長」を「M I C E 推進課長」に改め、同表土木建築部の項中「公共工事」を「沖縄県の公共工事」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

新型インフルエンザ等対策本部事項

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長
沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部の項中

行政管理班 班長 行政管理課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
--------------------	--------------------

を

行政管理班 班長 行政管理課長	1 臨時の組織又は職の設置に関すること。 2 臨時の権限の配分に関すること。
--------------------	---

に改

め、同表文化観光スポーツ部の項中 「観光整備班
班長 観光整備課長」 を 「M I C E 推進班
班長 M I C E 推進課長」 に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--